

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、平成7年の38,046人をピークに減少傾向にある（令和2年国勢調査）。また、産業別人口についても、人口減少に伴い、全体数は平成7年をピークに年を追うごとに減少化が進み、令和2年における産業別の割合は、果樹農業を中心とする第一次産業が3,615人、ワイン製造業を中心とする第二次産業が2,826人、商店などの小売業を中心とする第三次産業が8,556人となっており、第一次産業が第二次産業を超過し、農業従事者の割合が増大している。高齢化が急速に進展しており、今後も人口は減少傾向で推移すると見込まれる。

産業構造については、ぶどう・桃をはじめとした果樹栽培を中心とした農業が盛んであり、まちの基幹産業になっている。また、ぶどう栽培と連動する第二次産業の中心をなすワイン産業も盛んであり、市内には約40のワイナリーが集積し、国産ぶどうを100%用いて国内で醸造された日本ワインの生産量12,918klのうち、山梨県が都道府県別で最多の4,278klを占め、その大半は市内ワイナリーが生産している（国税庁酒類製造業及び酒類卸売業の概況・令和6年アンケート）。江戸時代以前からぶどうの一大産地であり、140年以上ワイン産業が途切れずに続いている地域は日本には他にない。また、商工業を取り巻く環境は、市内の商工業者のうち90%以上が小規模企業であり、経営者の3分の1が65歳以上である。現在、個人経営を中心に市内商工業事業所数が減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、市内中小企業・小規模企業の少子高齢化・人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、事業者の持続的発展に資するため、最先端機械・器具等の導入を促進し、生産力の飛躍的な向上を図ることを推進する。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、生産性の飛躍的な向上を図り、地域経済の持続的な発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

甲州市の産業構造は、農林水産業、製造業、小売業、サービス業等、多岐に渡り、多様な業種が市内の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、産業構造の多様化に対する設備投資を後押しする観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

甲州市の産業構造は、市街地から山間部までと広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、甲州市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

甲州市の産業は、農林水産業、製造業、小売業、サービス業等、多岐に渡り、多様な業種が市内の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。